

大津市廃棄物処理施設設置に関する意見聴取会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)

第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域の生活環境の保全に関する事項等について意見を聴取するため、大津市廃棄物処理施設設置に関する意見聴取会(以下「聴取会」という。)を置く。

(意見を聴取する事項)

第2条 聴取会においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の3及び第12条の3に規定する事項その他生活環境の保全に関する事項について意見を聴取する。

(会員)

第3条 聴取会の会員(以下「会員」という。)は、10人以内とする。

2 会員の任期は、3年とする。ただし、会員が欠けた場合における補充の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 第6条の規定により庶務を担当する課の長は、会の進行上必要と認めるときは、座長を設けることができる。

(意見の聴取)

第5条 市長は、必要と認めるときは、聴取会を開かずに個別に会員から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 聴取会に係る庶務は、環境部産業廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、聴取会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

2 大津市廃棄物処理施設生活環境影響調査審査委員設置要綱は、廃止する。